

令和6年度第1回
文京区都市計画審議会会議録

日時：令和6年7月19日（金）

午前10：00～午後12：07

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部都市計画課

○真下幹事 開会に先立ちまして、事務局から傍聴の方々をお願い申し上げます。お手元の資料にございますように、お静かに傍聴していただくとともに、拍手などは御遠慮ください。

また、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただき、加えて、録音、撮影などはできないこととしておりますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、お時間となりましたので、ただいまより令和6年度第1回文京区都市計画審議会を開会させていただきます。本日はお忙しい中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は事務局を担当しております都市計画部都市計画課長の真下でございます。どうぞよろしくお願いたします。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。まず、事前にお送りいたしました資料は、本日の次第、委員名簿、裏面が幹事名簿になってございます。資料1 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線の都市計画変更（東京都決定）について、同じく第76号線の都市計画変更（東京都決定）について、そして資料2 文京区都市マスタープラン見直し（案）について、そして資料3 後楽二丁目地区のまちづくり検討状況についてでございます。

続きまして、お席に置かせていただきました資料が、本日の座席表でございます。

資料をお持ちでない方、また、過不足等ございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

次に、御発言の際ですが、挙手の上、会長から指名がございましたら、御着席のままマイクに向かってお名前をおっしゃっていただき、御発言をいただきますようお願いいたします。マイクの使用方法につきましては、御発言の際と御発言が終わりました際に、お手元のマイクのスイッチを押していただきますようお願いいたします。

次に、委員・幹事の出席状況等についてでございます。田中委員、海津委員、西村委員、三村委員、杉田委員、新名幹事、木幡幹事は欠席の御連絡をいただいております。

それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、委嘱状の交付を行います。東京消防庁小石川消防署長の人事異動により、関係行政機関の菅委員が辞任され、4月1日付で三村達也様が後任の委員となりました。三村様は本日御欠席でございます。

東京都第六建設事務所の人事異動により、関係行政機関の城田委員が辞任され、4月1

日付で園尾学様が後任の委員となりました。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、御起立いただき、お席にて委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。

それでは、区長、よろしくお願いいたします。

関係行政機関の園尾学様でございます。

○成澤区長 委嘱状。園尾学様。文京区都市計画審議会委員を委嘱します。令和6年4月1日付、文京区長、成澤廣修。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

○真下幹事 ありがとうございます。

次に、4月の人事異動により幹事の変更がございましたので、新幹事を御紹介申し上げます。企画政策部長の新名幹事でございますが、本日は欠席でございます。

次に、都市計画部長の鵜沼幹事でございます。

○鵜沼幹事 鵜沼です。どうぞよろしくお願いいたします。

○真下幹事 次に、土木部長の小野幹事でございます。

○小野幹事 小野です。よろしくお願いいたします。

○真下幹事 次に、土木部管理課長の橋本幹事でございます。

○橋本(淳)幹事 橋本でございます。よろしくお願いいたします。

○真下幹事 最後に、私、都市計画部都市計画課長の真下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、変更のありました幹事の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、成澤区長より御挨拶がございます。区長、よろしくお願いいたします。

○成澤区長 皆さん、おはようございます。本日は、御多用のところ令和6年度第1回文京区都市計画審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の内容ですが、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線の都市計画変更(東京都決定)について、同じく第76号線の都市計画変更(東京都決定)について、文京区都市マスタープランの見直しについてを御審議いただきたいと思います。また、後楽二丁目地区のまちづくり検討状況について御報告をいたします。

なお、都市マスタープランにつきましても、これまでも本審議会をはじめ、見直し検討協議会や文京区議会建設委員会においても御報告し、様々な御意見をいただきながら検討してまいりました。本日は最終案の御報告ですが、これまでの御尽力に感謝を申し上げます。

す。

委員の皆様には、今後とも文京区の都市計画にお力添えを賜りますことをお願い申し上げます、私からの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○真下幹事 ありがとうございました。

次に、区長より審議会への諮問がございます。区長、よろしくお願いいたします。

○成澤区長 文京区都市計画審議会会長、市川宏雄様。文京区長、成澤廣修。

文京区都市計画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

1、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線の都市計画変更（東京都決定）について。

2、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線の都市計画変更（東京都決定）について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（諮問文手交）

○真下幹事 区長はこの後、日程がございますので、退席をさせていただきます。

成澤区長、ありがとうございました。

○成澤区長 では、よろしくお願いいたします。

（成澤区長退席）

○真下幹事 それでは、この後の進行は市川会長にお願いすることといたします。

市川会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○市川会長 それでは、審議を始めます。これからの運営は文京区都市計画審議会運営規則に従い、進めてまいります。規則第9条により、本審議会は公開することとなっております。また、本審議会の資料は、名簿も含め、後日ホームページ等で公開いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線の都市計画変更（東京都決定）について」、同じく「第76号線の都市計画変更（東京都決定）について」、「文京区都市マスタープランの見直しについて」及び「後楽二丁目地区のまちづくり検討状況について」でございます。

それではまず、「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線の都市計画変更（東京都決定）について」、同じく「第76号線の都市計画変更（東京都決定）について」につきまして、事務局からの資料説明をお願いいたします。

○真下幹事 それでは、議題1の「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第79号線の都市計画変更（東京都決定）について」及び議題2の同じく「第76号線の都市計画変更」につきまして、資料1としまして1つにまとめてございます。合わせて御説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。1趣旨でございます。都市計画道路の整備は、東京都において整備方針を策定しておりますが、補助79号線と補助76号線につきましては、東京都により検証を行った結果、計画線の位置を現道に合わせる現道合わせとして、都市計画変更を行うものでございます。

計画変更に至った背景といたしましては、都内の都市計画道路は長期的視点で都市計画決定がされており、整備に時間を要することとなっておりますが、社会経済情勢や道路に対するニーズが変化し、多様化してきているところであり、これまでも整備方針が見直されてきたところでございます。また、都市計画法による建築制限がさらに長期化することが予想されることもあり、未着手の都市計画道路の検証を東京都において行ったところでございます。本2路線におきましては、検証の結果、現在の幅員であれば、都市計画道路の機能として問題ないと判断されたものでございます。

2 都市計画の変更内容でございます。補助79号線はいわゆる千川通りのこととしまして、延長の測量誤差を修正することと、幅員につきましては、都市計画上の20メートルではなく、現状の18メートルから19メートルに合わせて変更いたします。また、車線数につきましては、後樂園駅前からこんにやくえんま前までを4車線として、こんにやくえんま前からその先を2車線として決定いたします。

2 ページ目を御覧ください。補助76号線はいわゆる目白通りのこととしまして、こちらは文京区外の新宿区や中野区の区間におきまして、一部の交差点の隅切りを現道合わせとするものですが、延長の測量誤差を修正することと、車線数につきましては、4車線として決定いたします。

3 説明会でございます。補助79号線につきましては、記載のとおり東京都において開催されておりますが、補助76号線につきましては、隅切りが文京区内にはないため、区内での説明会は開催されておられません。

4 今後のスケジュールでございます。7月に東京都へ意見照会の回答をした後、10月に東京都において都市計画変更がされる予定でございます。

なお、資料の3ページ以降は、東京都から意見照会資料として、変更区間の都市計画図

等を御参考として添付したものでございます。

資料1の説明は以上でございます。

○市川会長 ただいま御説明がございました内容につきまして、御質疑、御意見等がございましたら、委員の方からお願いいたします。

では、お願いいたします。

○依田委員 依田です。よろしくをお願いいたします。すいません、実は先日の区議会の建設委員会でも言及させていただいたところで、同じ質問になるのですが、私の質問の仕方が悪くて、お答えをいただく機会を逸してしまったので、今日改めてお尋ねできればと思います。

この補助79号線についてなんですけれども、現道に合わせるということで、拡幅の予定だったものがなくなるということなんですけど、これまで道路予定地であった場所が道路予定地ではなくなるということで、当然その所有者さんにとっては非常に大きな影響がある事業であると思っております。

東京都は、定期的に道路が必要かどうかということは見直していて、今回の都市計画変更については、今年中ということに最終的になったわけなんですけれども、この方針自体が示されたのは令和元年ということで、およそ5年前になるかと思います。もちろんこれ、都の事業であることは重々承知しておるんですが、5年前に基本的に現道に合わせますという方針が決まって今日に至るまで、私とその沿道をよく通りかかりますと、その建築規制が、都市計画の際は建築規制が大きく変わるというような場所において、建物を建て替えている例が結構見られます。つまり、現状では道路予定地であるわけなので、あまり堅固な高い建物は建てられないという前提の下で、建物を建て替えていらっしゃる方が結構いらっしゃるということです。

で、これはもちろん私、所有者さんに直接確認したわけではないので、どのようにお考えになってやられたのかは分からないんですけれども、やはり少なくとも令和元年の段階で、この都市計画は近々に変わりますよということをその沿道の方々にお伝えできたら、その情報が非常に重要なものであるので、できたらよかったんじゃないかなと思っております。

まだ区内には、拡幅の予定があって事業化されていない路線というのは、国道も含めてありますし、また、全くの未成、現道が存在しない未成線もあるわけで、今後どのような見直しがあるか分かりませんし、今回の例だけではなく、将来にも同じようなことがある

かもしれないと思っていて、その場合に、大きな方針が出た段階で、まだ都市計画決定がされる前であっても、住民の方に情報を伝えていくというのは非常に大事なことなんじゃないかなと思っておりますが、区として、または、都に対してでもいいんですけど、住民の非常に資産価値に関わる大きなことなので、住民に対してどの段階でどのように伝えていくかということ、何か考えられていることがあったら、それを教えていただければと思います。

○市川会長 ただいまの御意見は、今回のこの変更について住民にどういう説明をするかということですかね。

事務局、お願いいたします。

○真下幹事 事務局でございます。道路管理者である東京都のほうに、この都市計画道路に関することについて随時、今後の計画、東京都では先ほども御報告のとおり、見直しというのが計画的に今後も進められていくところでございます。その中間段階においては、東京都とも情報共有を図りながら、区として意見といったところも述べていきたいとは考えてございます。ですので、そこで得られた情報等は、御報告できる場といったところがあれば、そういったところでもお示ししていけたらと思っておりますけれども、ただ、東京都もなかなか経過段階というのは、東京都は東京都のお考えがある中で、一定の検討期間を踏まえた中でのお示しという形になりますので、そういったところが示されたところで、区としてもまた意見等、御説明等をさせていただきたいと考えてございます。

○市川会長 依田委員。

○依田委員 私が申し上げたいのは、少なくともこの令和元年の段階で、きちっと東京都としてはこの現道に合わせますという方針を出しているわけですよね。その段階で、いつ正式に都市計画決定をするかというのはなかなか定まらなくて、5年たっているわけなんですけれども、少なくともこういう大きな方針が決まった段階で、その沿道の住民の方に周知をしてあげられるといいんじゃないかなということでございます。それを誰が担うのかということまで何か申し上げるつもりはないんですけれども、もちろんできる限りそれができるような、住民に直接、「今後、都市計画が変わる予定ですよ」と、少なくともこういうはっきりした文書が出ているわけですから、単純に区が都に問い合わせて何となくつかんだ情報ということではなくて、少なくとも正式にこういうものが出た段階以降においては、しっかり住民の方に周知をしてあげると大変親切ですし、本当にそれはやるべきんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思いますが、い

かがでしょうか。

○市川会長 今の話は、これは都道ですから、都市計画が変わるであろうということを使うべきだと。決定されてから言うんじゃないかと、都道であっても区として何かすべきじゃないかという御質問ですか。

○依田委員 そうですね。少なくとも、これが出ていますからね、元年に。

○市川会長 出ているから。では、事務局、お願いいたします。

○鵜沼幹事 元年の、これからもそうなんですけど、定期的に、元年はたしか四次だったと思うんですが、優先整備路線という形で四次は大きく考え方が変わったんですけども、積極的に整備するものをこれまでは周知してきたんですが、四次のときに一部そのまま整備しないという方針に、大きく変えましたので、そのときは東京都も区も、オープンハウス型の説明会や議会などを通じて周知はしてきました。

ただ、やはり大きな考え方の変更ですし、それは十分周知したんですけども、その間、コロナなどもありまして、実際の変更となるとやはりこれだけ時間がかかってしまったということですので、元年にもそれなりの御案内もいたしましたし、これからもそういった機会は捉えて周知していきますが、結局、その時点であたかもすぐに変わるような周知をしてしまうと、それはそれでミスリードになりますので、四次で大きく変えた考え方ですので、その周知の仕方も含めて、よりアップデートしていくつもりではありますが、元年のときにはそれなりに意を尽くして御説明させていただきましたし、それ以上のこともこれから検討してまいりたいと考えています。

○市川会長 よろしいですか、依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。ごめんなさい、ちょっと過去の経緯を勘違いしていたかもしれませんが。しつこくて申し訳ないんですが、オープンハウス型の説明会をするというのは、もちろんそれは分かるんですけども、結局それは関係する、直接利害関係のある地権者さんに対して全て連絡を取ってという、そういう形でやられたということでしょうか。

○市川会長 事務局、お願いします。

○鵜沼幹事 個別具体の敷地の方に直接的なアプローチはしてございませんでした。

○依田委員 ありがとうございます。何度も申し上げているように、極めてその所有者にとっては資産価値に関わる大きな影響があることですので、先ほど東京都の方針が大きく変わったという話がありましたけれども、これからもこの流れで行くのであれば、道路予定

地が道路予定地ではなくなるという場所がまた幾つも出てくる可能性があると思うので、できる限り「聞いていないよ」ということがないように、周知徹底を考えていただければなど思っております。

以上です。

○市川会長 今の御意見は何ったところで、またこれをどうするかですかね。もう大分前に出た話で、あまりこれからあちこちどうなるんだということをいつも言っているわけにいかないで、そのタイミングですかね、兼ね合い。これは区で検討をお願いいたします。

ほかに御意見はございますか。小林委員、お願いいたします。

○小林委員 補線79号線について、現道合わせということで拡幅しないという決定がなされるとのことなんですけれども、6月の建設委員会において、「拡幅しないのであれば、こんにやくえんま周辺の歩道の勾配を解消してほしいという地域の声があるが、それはどうなるのか」という質問をしたところ、都の下水道局が行っている千川増強幹線、こちら千川通りの千川増強幹線が完了した後に、千川第2幹線との接続をして、その後でないと着手できないという御答弁をいただいております。

ちなみに、既設の第二千川幹線は春日通りから神田川に抜けるルートですし、千川通りに沿ってということであれば既設の千川幹線なんですけれども、いずれも接続のための工事ということであれば、こんにやくえんま周辺の道路整備にどのように関わってくるのか、また、それは一体いつ頃になるのかお示してください。

○市川会長 事務局、お願いします。

○村岡幹事 道路課、村岡と申します。千川増強幹線が現在工事中ということは御案内のとおりなんですけど、現在、千川幹線を流れている下水の流量を第二幹線のほうに分担させないと、千川幹線自体の規模を変更することができないということから、増強幹線の工事完了をもって着手するというふうに聞いているところでございますので、いつ着手するかというところは東京都で検討をされると思いますけれども、現在のところは、私どものほうの詳細なスケジュールについてはまだ聞いていないという状況でございます。

○市川会長 いかがですか、小林委員。

○小林委員 都の75ミリの豪雨対策の千川増強幹線は25年初頭、頭辺りに完成ということは何ってございますけれども、既に当初計画からは3年以上遅れています。また、それが終わってから第二千川幹線に接続して、雨量の調節をした後で千川幹線の接続という、こちらのほうを調整していくということは理解したんですけれども、やっぱり都の下水道局

の工事計画について、内容及びスケジュールを今後明確にしていきたいなということ
を要望したいと思います。

また、こんにやくえんま周辺の歩道の勾配については、地元の皆さん、大変困っておら
れて、補線79号線の拡幅をしない、工事しないということが決定したということですか
ら、できるだけ早くお願いしたいということは要望しておきたいのと、こちらも併せて、
スケジュールを今後明確にしていきたいということも要望させていただきます。

○市川会長 これは、都に申し入れるということですか。何か事務局からありますか。よ
ろしいですか。

あの勾配は昔からあなんですよ。私が子どもの頃からあなんで、あれ、簡単に変わ
るんですか。下に川が流れているから、結構なことになるんですよ。どうするんです
かね。すいません、ちょっとそれは私ごとで。ありがとうございました。

ほかはどなたか御意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見がないということでございますので、この議題の「東京都市計
画道路幹線街路補助線街路第79号線の都市計画変更（東京都決定）について」及び「東
京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線の都市計画変更（東京都決定）について」、
御了承いただいたということでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○市川会長 それでは、この結果を諮問に対する答申とさせていただきます。ありがとう
ございました。

以上で、議題1及び2の審議を終了いたします。

事務局から何かございますでしょうか。

○真下幹事 事務局でございます。御審議いただきありがとうございました。本議題2点、
御審議いただきました内容をもって、東京都のほうへ回答させていただきます。ありが
うございました。

○市川会長 それでは次に、「文京区都市計画マスタープランの見直しについて」につ
きまして、事務局から資料説明をお願いいたします。

○真下幹事 それでは、資料2文京区都市マスタープランの見直し（案）について御説明
いたします。

1ページを御覧ください。1趣旨でございますが、都市マスタープランの見直しは、令
和6年2月の都市計画審議会において素案を御報告しておりますが、今回、案をまとめま

したので、その御報告をいたします。

2 検討経緯でございますが、記載のとおりでございます。令和4年から検討を始め、見直し検討協議会を計7回行い、都市計画審議会での報告を計3回行ってまいりました。今回は最後の御報告となり、答申をいただくこととなります。

2 ページを御覧ください。3 素案に関する意見でございますが、オープンハウス型説明会、パブリックコメント、子どもの意見のそれぞれで意見を伺い、区の考え方をまとめております。

オープンハウス型説明会での意見としましては、3 ページ以降の別紙1 にまとめてございます。3月9日、10日、14日の3日間、文京シビックセンター1階の展示室で行いました。また、このオープンハウス型説明会の前に、3月2日から8日までの期間、文京シビックセンター地下2階の区民ひろばにおきまして、説明会で使用するパネルの展示を行っております。来場者数はそれぞれの日で50人前後、合計145人の方が御参加いただき、72件の御意見をいただきました。

主な御意見を御紹介いたします。まず、道路・交通ネットワークに関してです。5 ページの項番9から13のような無電柱化等道路整備に関する御意見や、交通安全に向けた要望など、身近な道路・交通ネットワークに関する御意見が複数ございました。安全で快適な歩行空間の整備や、身近な交通手段である自転車活用の推進に向けた道路づくりに努めていくこととしてございます。

次に、高経年化マンションの建て替えに関してです。6 ページの項番25や26のような既存の高経年化したマンションへの支援に対する御意見が複数ございました。高経年化したマンションにつきましては、適正な維持管理の促進や円滑な改修・建て替え等に向けた支援に努めていくこととしております。

次に、隣接区との連携に関してです。8 ページの項番48、また、9 ページの項番49のように、隣接区との協働のまちづくりに関する御意見が複数ありました。上位計画である東京都市計画区域マスタープランにおいて指定しております拠点などを将来都市構造図に追記してございます。近隣区との連続性を図り、台東区などの隣接区との情報共有も図っていくこととしております。

次に、説明会の感想に関してです。10 ページの項番60以降のように、オープンハウス型説明会を評価していただく御意見が複数ございました。事務局としましても、これまでのスタイルの説明会よりも、詳しく御意見をお聞きすることができたと感じてござい

す。

また、パブリックコメントの意見といたしましては、12ページ以降の別紙2にまとめております。3月4日から4月2日までの約1か月間、都市マスタープラン素案に関するパブリックコメントを行いました。27人の方から計30件の御意見をいただきました。

主な御意見を御紹介いたします。まず、道路整備に関する御意見です。13ページの項番4の1番目にございます道路拡幅を求めるものや、ほかにも生活道路における安全確保を求めるものなど、道路整備に関する複数の御意見がありました。都市計画道路につきましては、整備方針に基づき、計画的な整備を進め、道路の安全確保に向けて車道と歩道の幅員構成を変えるなど、安全な空間の確保に努めていくこととしております。

次に、湯島三丁目のまちづくりに関する御意見です。26ページの項番13から28ページの項番22まで、湯島三丁目周辺のまちづくりに関して、防災・防犯性を求めるものや、安全・安心で多くの人が集まるまちを目指したいといった複数の御意見がありました。具体的な地区のまちづくり計画につきましては、区民等と区の協働によるまちづくりの推進を目指し、地元協議会の活動を総合的に支援していくこととしております。

その他の御意見といたしましては、脱炭素に関することや生物多様性に関する御意見などがあり、最終案への修正及び追記等をしてございます。

また、子どもの意見といたしましては、41ページ以降の別紙3にまとめてございます。パブリックコメントと時期を合わせまして、小学4年生から中学3年生までの児童・生徒に、説明会用の動画を短縮いたしまして10分程度にまとめたものを見ていただき、意見をいただいたところでございます。募集した意見は「10年後の文京区をどのようなまちにしたいですか」「動画を見た感想があれば、教えてください」という2つを聞いたところでございます。19人の児童・生徒より御意見をいただきました。10年後の文京区については、緑や自然の豊かなまちにしたい、安全・安心なまちにしたいなどの御意見がございました。

続きまして、見直し案について御説明いたします。44ページ以降の別紙4を御覧いただきたいと思っております。こちらは素案からの主な変更点について御説明いたします。

まず、75ページを御覧ください。土地利用に関して、②今後の課題として、1つ目の丸でございますけれども、人の動向等の変化に合わせて、本区の魅力をさらに高めるために、土地利用の配置方針に合わせた市街地形成をするための誘導が必要な旨を記載してございます。

次に、138ページを御覧いただきたいと思います。(2)土地利用に関する基本方針、1)土地利用の配置方針ですが、先ほどと同様に、本区の魅力をさらに高めるために、土地利用の配置方針に合わせた市街地形成をするための誘導を行い、地域特性に応じた多様な市街地を形成していく旨を記載してございます。これまで定住を促進する策として講じてきた時期がございまして、人口流出の歯止めをかける目的で居住中心と記述してきましたが、人口増となり一定の目的が達成されたことから、本来の土地利用の配置方針に合わせた誘導に戻したところでございます。

次に、少し戻っていただきまして、128ページを御覧ください。将来都市構造図ですが、この図の中にオレンジ色の丸印で示す都市拠点をもとに9か所設けてございますが、その中で白山のところの名称を「白山駅周辺」から「白山駅・本駒込駅周辺」として、現行版の都市マスタープランに合わせた表記にしております。また、隣接区との連携も意識すべく、隣接区のほうでの都市マスタープランの都市拠点といったところを、周りの隣接区のところにも追記しているところでございます。

主な変更点につきましては以上でございますが、文言の整理であるとか、各章にまたがる関連した記載の整合性を図るといったところの修正を行ってございます。

さらに、2ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。今後のスケジュールでございしますが、本審議会の答申を受けまして、見直し結果の公表をする予定としているところでございます。

資料2の説明は以上になります。

○市川会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見等ございましたら、お願いいたします。

どうぞお願いいたします、宮本委員。

○宮本委員 宮本です。ありがとうございます。様々な御意見を一つ一つ回答され、また、なるべく反映をしていただいて、より充実した都市マスタープランになったと思います。私からは2つほどの質問なんですけど、まず1つ目は、今後はこの実現に向けてということで、この中にも推進方策として3つの取組を柱としていくというふうにございました。それで、かなり高い目標といたしますか、様々な分野にわたる目標なりが盛り込まれておりますので、実現に向けては、個別計画に基づいて各部署が着実に実現に向けて取り組むというふうな内容になっているかと思っております。ただ、この都市マスタープランがしっかり区民の皆様にご理解いただく、また、まちづくりに関わる事業者さんなどにも御理解いただ

くこと、そうした周知・啓発をしっかりとやっていただくことが重要かと思います。そうした意味において、旗振り役と申しますか、この都市マスタープランの実現に向けて、まさに旗振り役をしていただくのが、そうした役割を担っていただくことが都市計画部の皆様になるのかどうかと思うんですけども、その点についてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

また、今後、まちづくり、周知・啓発という部分では、文京区内、再開発などもございますけれども、民間の企業様、特に大企業の皆様におかれましては、なかなか中小企業の皆さんに様々なこういった取組についてお願いしますということは、お願いはするんですが、実現に向けてはなかなか体力もなかったりするかと思うんですけども、特に大企業の皆様にはぜひ、こうした文京区の都市マスタープランを目指していることを周知していただいて、理解をしていただいて、取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。これが2つ目です。

それで、最後なんですけど、今回、東京都の都市マスタープランの内容も明記していただいていますけれども、御意見なりパブコメにもございましたが、文京区周辺地域、4つの区ですか、隣接していますので、隣接しているところに住んでいる区民にとっては、やっぱりその生活拠点が、私だったら豊島区であったり、もしくは駅でいうと大塚駅であったり、巣鴨駅であったり、池袋駅であったり、隣接している地域との生活が、生活範囲になっているんです。また、今後も災害対策としても、やはりその隣接している区との連携が非常に大事になってくると思いますので、今回パブコメの意見にも回答されていましたが、しっかり隣接区の連携、この都市マスタープランに基づいた連携というものもしっかり推進をしていっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。今、質問が3つとおっしゃっていて、2つ目が周知・啓発、3つ目が隣接区との連携、1つ目は何でしたっけ。

○宮本委員 旗振り役、周知・啓発とともに……。

○市川会長 じゃあ1と2は一緒ですね。

○宮本委員 そうですね。

○市川会長 では、今のお話で、これからこれについての周知・啓発をどう行うか、対象が区民、中小企業、大企業とございましたけども。それから、次の質問が、隣接区との連携についてどう行うのかということ、いずれも事務局からお願いいたします。

○真下幹事 事務局でございます。都市マスタープランを中間の見直しということで新しくしたことにつきましては、ホームページ等を通じて区民の方々にも周知、広めていきたいと考えてございます。

また、この進行管理というか、どのような形で実現されていくかというところにつきましては、都市マスタープランのほうにもお示ししてございますけれども、次期改定の前におきましては、この実施状況といったところを指標等を用いて一定評価を行っていききたいと考えてございます。そこを踏まえて、次期都市マスタープランの改定といった形につなげていきたいと考えてございます。

また、隣接地域との連携といったところにつきましては、その状況、必要性に応じて、適切に地域の連携、情報共有しながら対応していきたいと考えてございます。

○市川会長 いかがでしょうか、宮本委員。お願いします。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

それと、あと、細かい質問を1つだけです。地域の皆様がよくお寄せいただくお声で、やはり歩道をしっかり広げてほしいというお声をよくいただいています。特に都道、国道のほう、拡幅が必要なところがあって、当然、時間もかかるということで、それまで待たなきゃいけないという状況が続いていたりするんですけども、今回、具体的な地域ごとのまちづくり方針図の中で、都道であれば都市計画道路優先整備路線と明記していただいたり、国道のほうも事業中というふうな明記もしていただいています。ちょっと漏れているんじゃないかなと思ったのが、ページでいうと206ページの山の手地域中央のところなんですけど、不忍通りの、ちょうど猫又坂のところになってくると思うんですけども、この部分も優先整備路線に指定されていたというふうに理解しているんですけども、いかがでしょうか。

○市川会長 事務局、お願いいたします。

○真下幹事 すいません、ちょっと確認をいたします。

○市川会長 今おっしゃったことは、これからは歩行者環境をよくするという、世の中全体の流れでありますけども、不忍通りについては、これを見ると「歩行者等の安全性、利便性の向上、交通混雑の緩和、無電柱化による快適で活力ある地域づくりへの貢献等」と書いて、全部書いてあるんですけども、特に歩道絡みですか、今の御質問は。

○宮本委員 そうです。

○市川会長 歩道はどうなるんだということですかね。

○真下幹事 今、確認させていただきまして、確かに優先道路になっておりますので、ちょっと追記というか、ここは対象道路ですよという形で修正したもので、最終的にここへ入れさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○宮本委員 ありがとうございます。

○市川会長 よろしゅうございますか。

○宮本委員 大丈夫です。ありがとうございました。

○市川会長 ほかに御意見、御質問等……。お願いいたします。

○長谷川委員 長谷川ですが、防災関係の兼ね合いで1つ、この中身を見ていると、大体インフラが動いている状況がある程度仮定されているんですが、最終的にしばらくはインフラも使えると思うんですけど、それが完全に止まる、特にマンホールトイレとかいう話が入っているんですが、その辺の下水が完全にストップとか、壊れたとかいう形があったときに、そういう形の状況はどうなるのかなという1点、そういう面と、それから、あとは水関係ですね。水関係のところも完全に止まったりという形、要するにインフラが止まったときに最終的にどうするんだということも考えておいていただいたほうがいいのかなと、ちょっとこの辺薄いかかと、これを読ませていただいたときにちょっと思いましたので、その辺をちょっと加味させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○市川会長 1つは、下水に支障があったらどうなるかと。それから、インフラに何らかの不都合があった場合についてはどういうふうに考えているのかということですけど、いかがでしょうか。お願いいたします。

○鶴沼幹事 大変重要な御指摘ありがとうございます。防災対策は、今回の都市マスタープランの改定の際も、重要な視点として取り入れております。一方で、長谷川委員がおっしゃっているのは、例えば能登の地震なんかのことを想定したときのことは思うんですけども、やはり都市マスタープランだけで全て完結というのは難しいので、先頃改定した防災計画のほうにもそういった記述もしていますし、あとは、道路整備の際には、インフラの耐震化ですとか免震化といったことも更新してまいりますので、そういった視点で長期的には改善していきたいとは思っているんですけども、災害はいつ来るか分からない、その辺につきましては、個々の皆様の取組ですとか、避難所運営の課題ですとか、そういったものは防災関連部署と改めて確認していきたい、このように考えてございます。

○市川会長 いかがでしょうか。

○長谷川委員 どうもありがとうございます。これは徐々にやることだと思いますけど、早め早めにしていかなくちゃいけない状況なんですよね。何をプライオリティー、優先順位を高くしていくかということも大事だと思いますが、その辺の開発状況、それから、そういう準備をどうしていくかということも網羅していく話があるか。

あと、もう1点よろしいですか。あと、能登なんかでも、火災が起きたときに防火水槽がいろいろあったそうなんですけど、いろんな状況で使えなくなってしまうという形があったので、その辺のところの範囲も、そういう設備も使えるような形ということをもう少し加味していくことはいいんじゃないかと思います。

一応、以上でございます。

○市川会長 これはマスタープランですので、恐らく個別テーマについては防災計画があって、今のお話が含まれておりますので、その辺りの、全体を決めるのがマスタープランなので、個別個別のテーマは各計画で扱っていくという解釈だと思うんですけども。

○長谷川委員 今、個別とおっしゃっていますが、全体的な中でどうしていくかということを加味していただきたいということなので、個別ということはまた再度あると思うんですけど、全体的にはそういうものも網羅していただきたいということがあるということをお話し申し上げたので。

以上です。

○市川会長 事務局に伺いたいのは、防災について当然マスタープランに書いてありますよね。今の御懸念は解決されていると思うんですけど、いかがでしょうか。

○鶴沼幹事 会長におっしゃっていただいたように、個別で分担するべきものと網羅的に分析するものというのは分けて、網羅的には過不足なく書いたつもりではあるんですけども、ただ、深めるとやはりどうしても、その出口は個別の計画のほうを御案内するということが傾向としてはございますので、大きな考え方として、今回見直しの視点として、脱炭素とさらなる都市防災への対策ということをうたっておりますので、長谷川委員の御懸念の趣旨は一定受け止めて、再編したつもりではあります。

ただ、一方で、個別のものを都市マスタープランに全て書き込むと膨大な量にもなってしまいますし、都市マスはやっぱり少し長期スパンですとか、面的なものを分担しておりますので、随時やっていることというのは、個別の具体的な防災計画やその他の計画の中でキャッチアップしていきますので、そういった情報はまた別途、御提供する機会はあるかと思ってございます。

○市川会長 よろしゅうございますか。

○長谷川委員 どちらにしてもやっぱり全体的な流れで、今はちょっと話が個別みたいな話になりましたけど、全体の計画プランの中で、そういうところの状況、インフラが完全にカットされたときにどうなるかということはやっぱり入れて、その中からまた個別の話が出てくる話だと思いますので、逆に個別から話がアップされる場合もあると思うんですけど、その辺はやっぱり加味していかなくちゃいけないかなという感じがします。

一応、私の意見です。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございました。

では、お願いします。

○平田委員 平田でございます。今の長谷川委員の御意見、とても大事だと思っていて、防災計画という、防災計画のほうでいろいろな対策は取っておられるんですけども、今回の能登半島地震で水道が長い間止まってしまった原因は、もともとの水道計画にもありますよね。ですので、どこから水源を持ってきて、どこまで管で伸ばしていくかという水道管の計画などは多分マスタープランのほうに入る、本当に都市計画の根幹になってくるんだと思うんです。

まだ研究レベルなのかもしれませんが、国際的な議論を聞いていますと、それらを何日後に何%復元させるかみたいな数値で語っておられるようなんです。そう考えると、私たちの立てている防災計画と、それから都市マスタープランとかいうものと、あと、東京都などが行ったださっている被害想定というのがあるんですけど、被害想定は被害の状況を定量的に見せてくれているんですが、どこまで対策を取って何日後にどういう姿にするかということまで踏み込む段階に来ているのかもしれないなくて、例えば1週間後に水道は何%を開通させるような計画を持っていて、その対策を取るといようなものに少し変えていかなきゃいけないんじゃないかなという、個人的な意見を持っています。

そうすると、マスタープランとか、どこが適切なのか分からないですけども、今後私たちが、もうあまりにも前から防災対策をやってきたので、何か常識になってしまってあまり考えたことがなかったんですが、能登半島地震とか、そういうものも私たちに突きつけてくれている、どうやって都市機能を、いつ頃取り戻して、どこまで対策を取るのかということは、マスタープランと防災計画の両方で考えなくちゃいけないのかなと今、思っているところですが、今、質問のほうは別なので、まず、そこはちょっと意見を述べさせていただきます。

2つ目が、マスタープランの書き直しについてです。それは、資料の138ページを御覧ください。138ページの(2)の1)土地利用の配置方針で、今回直されているところが、「居住機能を中心とする」というところを消されているんです。これは、私がちょっと油断していて聞かなかったのか、聞こえていなかったのかもしれないんですが、パブリックコメントなどでは根底に、文京区は住むための場所であるということが皆さんの共通認識のような気がするんです。ですが、居住機能を取ってしまうと、何かどういう都市を目指すんですかというのがちょっと見えづらくなると思ってしまして、特にパブリックコメントの3ページ、この資料でいうとP14と書いてあるところの5番の方の意見とか、文京区生まれ、文京区育ちの方は、住んでよかったということをおっしゃっているんです。そう考えると、やはり居住機能を消してしまうと、どのような都市を目指すのが一般的な表現になってしまうので、実はここ、重要なところじゃないかと思うのですが、どうして消されたのでしょうかというのが質問です。

○市川会長 今の質問について、事務局、いかがでしょうか。特に後段のほう。前段のほうは、都市マスでどこまで書き込むかというときのすごく難しいテーマで、なぜ難しいかという、防災は一般論と個別があって、災害の種類によって、全く違うことが起きるわけですよ。だから、防災計画、いろんな想定をしても、なおかつ、そうでないことがあったりとか。ですから、都市マスで言うことは、速やかな都市生活の維持、そのためにリダンダンシーをどうするかということを初めに言って、あと、次の防災に入ると、これも書き切れないんだけど、能登は能登のケースです、それを言ったらほかのケースはいっぱいあって、もう様々なんです。だから、まず一般論を語った上で、個別をどうするかということが起きていると。なおかつ、それをやっても、やっぱり違うことも起きるので、防災はその歴史なんですけども。だから、どこまで書き込むかということは、事前にどこまで言えるかということと、あと、実際は、それを言ったからといって、できるかできないかという問題もあるので、かなり中身的には細かいんですよね。だからといって放置はできないので、それが防災計画の実態ではあります。

ですから、都市マスでは、少なくとも何か起きたら速やかにそれを対処できるかどうかとか、そうならずどうするかということを使うレベルだと思っています。というので、恐らく平田委員も言っているので、2つ目のほうをちょっとやって、個別にここを何で消したのかという、そこについて、138ページ、そこはいかがでしょうか。

○真下幹事 事務局でございます。説明の中にも触れさせていただきましたけれども、都

市マス現行版ができていた、つくっていた頃は、人口を回復に向けてといったところでの策を講じてきた時期だということがございませう。これまで、現時点において人口が一定回復してきている時期ということもございませう、ある意味そういった講じてきた策というのは、目的が達成された状況ではないかなと考へているところございませう。ですので、本来の都市マスタープランということで、土地利用方針に合った土地利用を誘導していくといったところの意味合いで、今回記載しているところございませう。

また、一定人口が増えた中で、1人当たりの公園面積が少ないであるとか、歩道とかが狭いといったところの、住んでいる方たちのそういったところの環境をより改善していく必要があるといった課題も見えてきているところかなと思っております。

ですので、大きな都市マスの全体的な目標として掲げているところとして、その土地利用に合ったメリハリのある、そういった土地利用の誘導を行うことで、文京区の魅力というところを改めてつくっていかうということも考へているところございませうので、居住機能をつくらないとかいう意味合いではもちろんございませう。居住機能も含めて、様々な土地利用に合った利用誘導といったところをしていきたいといった意味合いで、この書き方を今回、訂正したところではございませう。

○市川会長 平田委員、いかがですか。

○平田委員 もともとの案には入っていたものですので、今回あえて削ったというところが、メリハリということで、特徴を「多様な市街地」というほうに置いたという理解でよいということですか。

○鶴沼幹事 おおむね都市計画課長が申し上げたとおりなんです、若干補足しますと、この前の、現在の都市マスタープランの以前には、住環境を中心にしたというよりは、土地本来の目的のとおりで、当時はやはり都心居住を増やしていきたい、もしくはその人口流出に対して、特出しで住宅中心というふうに分かりやすく書いたんですけども、御承知のとおり、文京区は、路線商業は別として、用途地域図を俯瞰してみると、住居系の用途地域が多いので、改めて特出しして書くことなく、住宅都市であることには変わりがないので、そこはあえて、人口が回復しているので、それはある意味、前回の目的は達成できている。その前の都市マスには実は改めてそういった記述はしていなかったんです。

ですから、どちらかという、削除したというよりは元に戻して、本来の文京区の姿で発展していきましようということと、やっぱり今の時代、ほっておくとどんな場所でも第1候補がマンションですとか、集合住宅になっていくのも事実ですので、そこは改めて都

市マスが誘導しなくても、やはり人が住まう以上は商業活動も必要ですし、地域の利便性や、当然、文京区の特長である学校なんかも整備して、もう一定、23万人、24万人という形で人口が回復してきたので、もう少し本来のあるべき土地利用のほうを誘導していくフェーズに入ったのかなど。そういった積極的な考え方に基づいて、修飾語をちょっと1つ取ってみたと。

そのようなことは、これは当然、見直し検討委員会でもそういった議論をして、平田先生がおっしゃるような御指摘も受けた上で、今のような御説明をして了承していただいて、本案として提出していくと。そういった経緯でございます。

○市川会長 いかがですか。

○平田委員 ありがとうございます。それで、前にはなかったというのが、納得しましたので。見直しの検討委員の意見も同じだったということで。御説明ありがとうございます。

○廣井委員 よろしいでしょうか。

○市川会長 廣井さん、お願いします。

○廣井委員 今の後者の点なんですけども、実は私もここはすごく気になりまして、事前説明のときに平田先生と全く同じことを申し上げたんですけども、やはり中長期的には恐らく人口は減少するわけですよね。そうすると、何かここは非常に重要な、いわゆるマスタープランの根幹のところ、結構ころころ変えてはいけないところだと思うんです。もちろんおっしゃるように、居住機能だけで住環境は測れないので、マンションがどんどんできてしまって、逆に言うと住環境が充実しないということも当然ありますけれども、何かミスリードを防ぐために、文京区さんの今おっしゃっていただいた意図を、きちんと住民の方に伝わるような仕組みとか取組とかをしていただかないと、もしかしたら10年後ぐらいに、もう1回何かマンションみたいな居住機能を積極的に誘導しようみたいな、そういう流れになるかもしれませんよね。なので、そういう意図だということをちゃんと伝えられるような取組をしていただければと思います。ここは多分、多くの人が気になるところだと思います。

○市川会長 という意見ですけど、いかがでしょうか。

○鶴沼幹事 重く受け止めて、決してミスリードにならないように、住宅都市としての文京区の価値が損なわれることは決してあってはいけないと思っておりますので、意を用いてまいりたいと思います。

○市川会長 何か余談なんですけど、今、いろんな調査で、東京で最も住みたい都市って文京区はナンバーワンなんですよね。それは何なんですかね、どうしたんですかねという。その辺に関わりがあると思うので、それを含めて。

○真下幹事 事務局です。魅力ある文京区ということで、この都市マスタープランも積極的に打ち出しているところがございますので、そういったこれまでの努力ですとか、いろんな政策を打ってきた中の1つの成果なのかなというふうには捉えてございます。

○市川会長 今の意見を踏まえて、また検討をお願いいたします。

ほかにどなたか御意見……。順番に、まず一番先に手を挙げた松田委員からですかね。

○松田委員 松田と申します。よろしくをお願いいたします。これ、パブリックコメントがたくさん来ていて、私、全部を見ているわけではないので恐縮なんですけれども、これ、いただいているのを見て、こちらのほうの反映した（案）を見た場合に、ほとんど字句の若干の修正、いわゆる微修正程度で、大きな考えに立ったパブリックコメントは今回なかったと理解しているんですけども、その理解でよろしいでしょうか。

○市川会長 事務局、お願いします。

○真下幹事 そうですね。いただいたパブリックコメント、修正するところは修正するという形でも対応をさせていただきました。大きく根幹に関わるといったところは、確かに委員のおっしゃるとおり、なかったところがございますので、今回は微修正といったレベルで対応させていただきました。

○松田委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1つ教えていただきたいんですけども、今回のこのマスタープランの最終的な原案というのを見たときに、個人的にはこれを見て、どこが一番言いたいところなのかというのを見たときに、思ったのは、124ページにある、まちづくりの目標と将来構造というところに、緑で囲ってある「安全で快適な魅力あふれるまちづくり」、これをやるんだということでこれを全部書いていると理解しているんですけども、この中で、キーワードというのが2つあって、1つが安全ということと、あともう1つは快適ということで、安全の話はさっきから出ている、いわゆる大規模災害とか、ここに当然入っているのは大賛成というところなんですけど、もう1つのほうなんですけど、この快適の中に2つ大きいことが入っていて、1つが人口変化、もう1つが脱炭素ということで、全然異質のものが2つ入っていて、この中で何を見るかという、最初のほうの人口変化のための準備段階というか、準備というのは本当に重要なのかなと思っておりまして、この辺、この快適で

これを一くくりにするのはどうなのかなとも思うんですけども、こういう考えに至った背景を教えてくださいとありがたいと思います。

○市川会長 事務局、説明をお願いいたします。

○真下幹事 事務局でございます。まちづくりの目標として「～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり」といったところを取って、ちょっと文字の分解というか、それぞれに応じたものというか、ここに書いてあるような考え方にはなるんですけども、そういったところをキーワードとして、今回の見直しの視点として、それぞれ出したものでございます。

ここに書いてあるとおり、それぞれの大きさは3つの視点を持って、今回、この都市マスタープランを横串を刺すような形での見直しをしたところでございますので、大きさはこの大きな目標、まちづくりの目標に向けて進めていくためのそれぞれの要素という形でのお示しをしているところでございます。

○市川会長 この横断的視点という言葉ですね。横断的視点が1、2、3あって、これは全体に関わっているんですよ。

○真下幹事 はい。

○市川会長 ここが、だから快適だけじゃなくて、全部に関わってしまうと。

○鶴沼幹事 ちょっといいですか。

○市川会長 はい。

○鶴沼幹事 ページでいうと54ページにその辺をちょっと出しているといいますが、通し番号だと54で、「都市マスタープランの構成」という。見直しをするときに、今、会長からも御指摘いただいた、人口構造の変化と脱炭素社会、それから大規模災害、これをキーワードにして、それぞれ土地利用の方針ですとか、交通ネットワーク、緑と水、こちらの左に書いてあるのは、今回見直しですので、見直し前の既存の都市マスで、そこにこの3つの視点で再度チェックを入れて、必要な修正・加筆をしたというようなプロセスですので、124ページと併せて54ページのほう……。124ページは出口で、入り口とすれば54ページのような視点で取り組んできた。そういった形で見ただけならば、出口とすれば快適性という、これはもともとキーワードとして掲げていたものなので、そこにブランチはさせていますけれども、この3つの視点で横串を刺すという形を中心に改定の検討をしてきた、そういった経緯でございます。

○市川会長 何か印象としては、124ページの下のキーワードのところを出しているの

が誤解を招くんじゃないかと。次のページをめくると、次の125ページで、②が安心して暮らせる安全なまち、③が快適で活力のある持続可能なまちと。これが中身だという解釈でいいんですかね、ということかと思えますけども。

松田委員、いかがでしょうか。

○松田委員 分かりました。ありがとうございます。個人的には、P104の横断的視点①というのがあって、その中に青丸で3つくらい書いてあって、1つ目が「生活の質を向上させる」、まさにこの辺が改善というところで、2番目のところに書いてある「近い将来訪れる人口減少社会を見据える」という、まさにこの辺が人口の構造変化に対する、ここが一番重要なところなのかなと思っていたので、先ほどの質問をさせていただいた次第です。ありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございます。続いて、太田委員ですかね。

○太田委員 太田です。全体としてはすごく、新しい視点も踏まえて、さらに地域の実情も踏まえて課題を抽出して書いていただいたマスタープランになっていると思うんですけど、1点だけ、細かい点で恐縮ですが、206ページの山の手地域中央の図があるんですが、この春日通りの大塚三丁目の交差点から北側、豊島区までの間に「都市計画道路事業中」というふうに、これ、新しく加えられた説明だと思うんですけど、この事業中というのは、都市計画道路の事業決定をしているという趣旨なのか、マスタープランの期間中に事業化をするという趣旨なのか、これはどういうことなんでしょうか。

○市川会長 事務局、お願いいたします。

○鶴沼幹事 ちょっとここが特別な事情があって、通常、都市計画事業で道路拡幅はするんですけども、ここは、国道事務所が道路法に基づいて拡幅を計画してしまっていて、事業決定ではなく、もう造ることは決めているんですけど、道路法の手法なので、計画決定とかすることではないんですが、予算をつけて測量に入っているというのが現状なので、書き方とすると、道路整備の事業が継続していますという意味で「事業中」という表記になっています。

○市川会長 太田委員、お願いします。

○太田委員 ここ、大塚三丁目の交差点から東邦音大の前まで拡幅ができて、もう事業中なんですけど、その先が、測量が入ったまま、その後全く進まなくなっていて、みんなこの地元の方々が気になっているところなので、この事業中というのがどういう趣旨の事業中なのか、気になってお聞きしました。ありがとうございます。

○市川会長 事務局からお願いいたします。

○村岡幹事 道路課の村岡と申します。事業を行っているのは、今、申し上げたとおり国土交通省さんがやっているんですけども、国交省さんから聞いたお話によると、まだ用地買収が済んでいない状況ということで、今、用地買収の交渉中という段階と聞いております。

○市川会長 要は、この表記でいいかどうかという質問ですよ。

○太田委員 はい。

○市川会長 ということですかね。それでいいのかどうかです。だから、事業中というのが何なのかということになっていくと、いろんなことがあるんじゃないのかという、ほかにも何かあるんじゃないかというところですけど、これは大丈夫ですか。

○鶴沼幹事 都市計画事業として実施はしていないんですけど、ただ、都市計画決定を受けている道路を道路法の手法で事業として継続しているので、よほどその手法を研究されている方以外は、都市計画事業として整備する道路と同じ路系を、国土交通省が予算をつけて用買も含めて継続中なので、道路事業としては継続中。そういう……。

○太田委員 手法は違うけれども、その効果としては同じという理解でいいですか。

○鶴沼幹事 同じです。

○太田委員 分かりました。ありがとうございます。

○市川会長 ほかにないですよ、ここだけなんですよ、該当するのは。ほかにそういうところはない？

○鶴沼幹事 ないはず。ないというか、この先同じような手法を国土交通省が取れば別ですけど、現在そういうことを考えているというふうには聞いておりません。

○市川会長 現在では、ないと。ありがとうございます。

よろしいですか、太田委員は、これで。

○太田委員 はい。

○市川会長 では、次の質問について、小林委員ですね。

○小林委員 これまで審議会や建設委員会等で意見を出し尽くしたんですけども、最後に1つ、ちょっと意見を申し上げたいのでお時間を下さい。6月の建設委員会で、今回新たに位置づけられた都市交流ゾーンに表されるように、今後の再開発というのはピンポイントではなくて、ゾーンとして広範囲にわたる再開発の流れになることが示されたところだと思っておりますけれども、区では、教育インフラが追いつかないなどの課題も生じていま

す。また、昨今は、環境やエネルギーなどの都市工学的な視点を基に再開発の検証や見直しも必要ではないかと要望したところ、そうした配慮はしっかりしながら進めていくものと考えている、また、次回、定義の見直しも行うとお答えいただきました。こちらの件に関しては、ありがとうございます。

そして、この間、東京都知事選があったことで、地域の人と再開発について対話をする機会というのが多くあったんですけれども、マスタープランへの御意見でも、子どもの意見として緑や自然に対するものが多かったのと同様、多くの若い人たちこそ、地球温暖化や環境問題に関心を持っており、都で行われている神宮外苑や日比谷公園、築地市場の再開発に反対意見や疑問をお持ちでした。

また、昨年まで文京区のこの審議会の委員をしてくださっていた東大名誉教授の大方先生は、神宮外苑の再開発について、新築の費用を捻出するため超高層化する再開発の影響で、緑は削られ、樹齢100年以上の貴重な樹木の多くが駄目になる。神宮外苑の問題は、都民の公共財を特定の企業や法人が収益を得るための私有財に変えてしまうことにあるなどと、警鐘を鳴らされております。

例えば、再開発すれば緑被率が上がるのではないかとよく言われますけれども、千葉大の藤井英二郎教授は、緑被率は、植物で覆っている場所は、芝生でも広場でも遊歩道でも屋上緑化でも全部含まれます。言わば高層ビル建設のための拡大解釈に移行していったもの。地球温暖化やヒートアイランド対策という観点からは、今、世界的に重要視されているのは樹冠被覆率、高木の枝や葉が茂っている部分の割合であり、ニューヨーク市では、2035年までに樹冠被覆率を30%に上げるという目標が掲げられているとおっしゃられています。

大方先生も、この審議会の中で、屋上緑化のCO2削減効果には疑義があるとおっしゃられていたなど記憶しているんですけれども、文京区でも窪町東公園から移植して保管していた桜の木などは枯れて、工事後に戻すことは不可能となりましたし、再整備されている公園に新たに植えた樹木も枯れ、芝生の養生も今、大変な時代になっています。高層ビルを建てる企業に便利な公開空地もカウントされてしまう緑被率ではなく、世界的な基準である樹冠被覆率の目標を区でも導入してほしいというのが1つ質問です。

また、都の再開発問題で話題になっている三井不動産は、東京ドーム周辺の今後について鍵を握っている事業者なんですけれども、区民の皆さんも大きな関心を寄せております。先ほど申し上げたような、こうした世論の高まりと地域の人たちの声を受けて、今後、区

は都市核についてどのように対応していくのか、お考えを伺います。

○市川会長 マスタープランの話とはちょっと違う？ 関連してということかな。今、区の方針……。

○小林委員 でも、再開発の見直しだとか。

○市川会長 今、だから2つポイントがあって、樹冠被覆率をどうこれから扱うのかということと、それから、都市核をどうするかというのは、今回マスタープランに全部、全て書き込んであるんですけども、その都市核というのはこの辺り一帯を……。

○小林委員 都市核、これから、一応マスタープランに書き込んであるんですけども、そういう都知事選とかの流れで結構皆さんの関心も高まっているので、どのように対応していくのかなど。

○市川会長 一応ここにも、都市マスに書いてありますよね。それで、その書いてあることについての議論ではなくて……。

○小林委員 意見です。

○市川会長 あ、意見。分かりました。

○小林委員 意見に近いものですから……。

○市川会長 じゃあ意見ということが出ましたが、この意見に対して事務局から何かございますか。お願いします。

○鶴沼幹事 では、御意見なので、お答えではなくて考え方ですけども、先ほど来、会長からもおっしゃっていただいているように、大きな考え方は、当然、緑をですとか水のことといった、環境を守っていくという視点は継続していますし、いろんな考え方というのは変わっていきますので、トレンドとして、今後、樹冠緑被率でしたっけ、そういったものが指標になっていって、それがマジョリティーになっていけば、そういった視点も当然取り入れていくときも来るでしょうけれども、現時点でこの改定の中では、既存の考え方の中には、委員が意見としておっしゃっていただいている部分は盛り込まれているという前提にも立っていますし、あとは、東京都の都知事選を受けて、すなわち、即、都市マスタープランをどうするかと聞かれば、都知事選は都知事選、文京区の都市マスタープランは都市マスタープランというふうにはまずは考えざるを得ないでしょうかというような、御意見に対するコメントぐらいにさせていただいて。

○市川会長 いかがでしょうか、小林委員。

○小林委員 もちろん文京区都市マスタープラン、10年後のまちづくりに対しての基本

的な、都とも連携したプランですから、そう簡単に変えられないということはもちろん分かっているんですけども、これまでも意見で申し上げましたとおり、言っていたいと思いますけれども、再開発に対する検証、見直しなども含めて小まめにやっていただきたいと思いますし、気候変動とそれに伴う自然災害の甚大化を防ぐということは、この都市マスタープランにも書き込まれたことですから、高層ビル化に偏りがちな再開発ではなく、コンパクト化も検討して、緑の保全は、ここには書いてありますけれども、ちゃんとそれが実効性のあるものとなるように今後もやっていただきたいと思いますというふうに、意見を要望として申し上げたいと思います。

○市川会長 ありがとうございます。今後もぜひ状況を見て、いろいろな形でのまたコメントをお願いいたします。ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見ございますか。お願いいたします。川尻委員ですね。

○川尻委員 東京建築士会の川尻です。膨大な資料をまとめるのは大変だったと思います。ありがとうございます。素案に関する意見のところで質問をしたいんですけど、意見、子どもの意見が特になんですけど、19人とか6人回答となっているんですけど、これは母数は幾つ、何人なんですか。

○市川会長 事務局からいいですか。母数はどうだったのかと。

○真下幹事 区立の小学校20校と中学校10校に御案内をさせていただいております。正確な人数的なものは今、手元にないんですけども、全区立の小中学校の小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生という方を対象に意見を募ったところでございます。

○川尻委員 ありがとうございます。何で質問したかという、回答数が少ないなと思いついて、回答しづらかったのか、母数が少なかったのかな、どっちなのかなと思いました。たくさん意見をもらえるような改善をしていただけるといいなと思いました。

以上です。

○市川会長 子どもの意見を聞くというのは今までやっていなかったことなので、これからはこういうのが増える、あと、若者もありますよね。だから子どもとか若者とかいろいろな階層に聞くというのは、これから起きていくことなので、子どももそういう頻度が増えれば、もっと答えるんじゃないですかね。いきなり言われると答えられないという。ありがとうございます。

ほかに何か御意見はございますか。じゃあ、依田委員ですね。

○依田委員 184ページ以下のところなんですけれども、東京大学本郷キャンパスの在

り方についてなんですが、中間段階ではあった「地区計画」という言葉が落とされていて、その経緯を確認させていただければと思います。中間段階においては、この構内において機能更新に合わせて地区計画を導入し、地区施設として通路などを指定して、周辺市街地と接続するネットワークの形成とか、この地図のところにもそうですし、本文のところにも何かそれは書かれていたかと思うんですが、その地区計画という言葉がすっぱり消えているということで、何があったのかというところをお願いします。

○市川会長 今回の質問、184ページですね。この中の記述のところから、前回というか、前と違っているのかな、何で変わったのかという御質問です。地区計画という土地計画の手法ですね、その手法が消えたと。何かそれについていかがかという御質問でございます。

○真下幹事 事務局です。今、東大のほうにおいては、地区計画といったものを確かにつくっていこうというところの動きはしてございますので、その方向に向けて、文京区もその辺、一緒に進めていこうと考えているところでございますけど、ただ、その分ちょっと都市マスタープランへの記載、すいません、正確に前回の記載内容というところがちょっと今、ないところでございますけれども、その経緯というところなんですが、経緯は、もう一度……。

○鶴沼幹事 すいません。

○市川会長 お願いいたします。

○鶴沼幹事 高さ制限をかけたときに、そういった地区計画の取組を地元と東京大学が検討したということではございます。ただ、その流れの地区計画は一旦、今は動いていませんので、今後一切、東京大学が地区計画を計画していかないということではないんですけれども、高さ制限がかかったときに、地域の方たちと高さ制限をどうしていくかというような議論をした経緯がかつてはございましたので、その部分の記述が残っていたんですが、今の時点ではそういった検討は継続してございませんので、そこは一旦フラットにして、ただ、東京大学がこの先、地区計画を検討していないということではございませんので、それはしかるべきときに地域の方も含めて検討して、またそのような記述が必要なときには、改定に合わせてなのか、別途、個別具体的な案件として御説明するのかということですので、一旦は、かつての活動が終わった以上、その記述は今回はそのままは引き継がなかったと、そのような御理解をいただければよろしいかと思います。

○市川会長 依田委員、いかがですか。

○依田委員 大変よく分かりましたが、なかなかそれはそれで衝撃的な話で、東京大学は

数年前にキャンパスのことについて基本方針を出していて、文京区と、多分、区長にも手交していますよね、それを。その中では、高さ制限を緩和してほしいということを強くにじませることを書かれていて、その後、この都市マスタープランの検討段階においても、途中の段階で我々に示されたものにおいても、ここに地区計画をつくりますというようなことまで書かれていたのにもかかわらず、今現在その話がなくなったということですかね。ですので、それについてはもう少し経緯を明らかにしてほしいというのが非常にあります。今、課長と何か部長の言っていることもちょっと食い違っているし、いまいち把握できていないところが非常に残念に感じております。

その地元と、もちろん地区計画というのは上から押しつけるものではなくて、地権者からの提案があって成り立つものだと思いますので、もちろん東京大学が取り下げるといふのであれば、それはもちろんそれで仕方のないことではあるんですけども、やっぱりなぜ東京大学が高さ制限を一部でも緩和してほしいと考えているかというのは、もちろん床を増やすことができれば、それは研究力であるとか、場合によっては自己資金の調達能力であるとか、そういうところに大きく影響してくるわけですよね。ちょっと大げさな話にはなりますけれども、大学、大げさに言えば日本のイノベーションとか、日本国の経済成長とかいうところにも関わってくるかもしれないという、そういうレベルの話なので、別に私、東京大学の回し者でも何でもありませんけども、非常に注目していたところでありましたので、大々的にここに書かれて、私、一回安心していたんですけど、それがひっそり消えているということはなかなか承服し難いというか、別に東大が取り下げたなら、それはそれでしょうがないんですけど、もうちょっと詳しく教えていただかないと、ちょっと納得いかないというのがあります。なので、いつそのような取下げをしたいという、向こうの希望があってこの文言を落としたのか、いつ何か、例えば東大と地元の話合いが決裂したのか、東大からどういう申出があったのかということは今、教えてください。

○市川会長 まず、都市マスのイメージからいくと、個別の都市計画書を書く理由がなく、なぜ変えたかは分からないけども、考え方を示すところなので、むしろここに手法を書くべきではないということは、ちょっと印象であります。今のちょっと経緯は違う質問なので。お願いします。

○鶴沼幹事 すいません。決して、私の言い方が誤解を与えたのであれば訂正しますが、東京大学が地区計画をやりたくないとか、取り下げたということではございません。ただ、かつてそういった意向を持っていったことを前提に、今、会長におっしゃっていただいた

ような個別具体のものを記述していたことでもあります。今、具体的に地域と継続して協議をしているという状態ではございませんので、それは一旦、事実として現状を記述したと。

ただ、東京大学はやはり、依田委員がおっしゃる、いや、それ以上に御自分の大学の価値を高める方向で準備もなさっていますし、区とも協議をして、そういった有効活用と地域の発展と、それと都市マスの目的が整合するような方策は、当然、地区計画も含めて排除はしてございませんので、決して諦めたとか、取り下げたということではございません。ただ、事実として、かつて高さ制限が適用されたときに、それを地域と一緒に協議をしながら地区計画を立てようとしていたことは、今現在、継続中ではございませんので、それは事実として、記述は削除しました。

今後どうしていくかということは、会長におっしゃっていただいたり、今の指摘で個別具体の計画のことを都市マスに記述すると、臆測を呼ぶ可能性もある可能性について、今、依田委員も含めて御指摘いただきましたので、当然、東京大学のポテンシャルを高めることに区が異を唱えるようなことはございませんので、そこは訂正なり、御理解いただきたいと思います。

○市川会長 いかがでしょうか。

○依田委員 説明として2つあって、そもそも、今、市川先生がおっしゃったように、ここにそういう個別的なことを書くべきじゃないんじゃないかというのは、それは別にいいんですけど、少なくとも一旦書かれたわけですよ。それが消されたというのが、単純にその地区計画云々と書き込むことがよくないので書き込まなくなったという点がまず、それはそれであるのかどうかということと、それは今、説明がなかったと思うんですけど。

それで、東大が取り下げたわけではないというふうにおっしゃいましたけれども、動きが進んでいないので取りあえず消しましたということで、本心としては諦めていないと思いますがという説明だったと思うんですが、先ほどから、かつて、かつてというふうにおっしゃいますけれども、ほんの数年前の話なんですよね。別に全然そんな昔の話ではないんです。ごくごく最近の話なんです。ですから、それが進んでいないとか……。ちょっと何か理解がしづらいですよ。ごくごく最近やる気満々だったものが、進んでいないという状況下で、一旦ここに書かれるまでに至ったにもかかわらず消されるというのは、何か重大な問題が発生しているんじゃないかなと、または、何らか区として認められないような状況があったんじゃないかなというふうに思ってしまうんですが、なので、どう聞

いたらいいのちよっと分からない部分はあるんですけど、もうちよっと詳しく教えていただけませんか。

あと、最初にそれ、会長がおっしゃったように、そもそもここに地区計画を書くべきではないという結論に至ったということなら、別にそれはそれでいいんですけど、じゃあ何で途中で1回書いたんだよという話になりますので、そこをしっかりと説明をお願いします。

○市川会長 これ、いろんな意見を伺いながら修正してきているという流れの中にあって、今日もいろいろ聞かれましたけど、もっといっぱい書いてくれとか、いろんなことがある中で、どこで都市マスとしての役割を果たすかということでの文言修正をしてきたと。ちよっとこの部分に地区計画があったか、なかったという話は1つの例ではありますが、個別の例の細かいことを突っ込んでいっても、最終的にどう判断したかということが重要で、都市マスとしての書くべきことのある標準物で書いていくと。それから、欠けたものは埋めていくと。パブコメもやっていますから。で、修正していくという流れの中に私はあると思っています、私が個人的に申し上げたのも、あんまり個別のニーズを書くと、都市マスとしましては、これ、10年間ぐらいの流れで考えていますから、あまり書くべきじゃないと私は思っています。でも、書くこともありますけどね。

そう考えると、やっぱり今回のこの行動は、何か瑕疵があるわけじゃなくて、そういう流れの中では妥当ではないかと私は理解していますけども。細かいことを何をやったかということは調べれば分かることで、あまりこのところで、既にもう部長は説明されているので、十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○依田委員 市川先生のおっしゃることは非常によく分かって、ですから、個別的な地区計画とかいう言葉をここに書くべきじゃないという結論に至って文言が消されたというのであれば、別にそれはそれでいいですよ。ただ、何か今までの説明はそもそもそうじゃなかったんですね。東大のほうでその動きが進んでいないので消しましたという説明だったはずなので、だから、別に市川先生の説明と部長の説明が食い違っていたわけです。ですから、そこははっきり説明していただかないと、ちょっと納得しかねるところです。

○市川会長 そういうことは、書き過ぎてしまったとか、足らなかったということは起きるので、その中の流れであって、それ、今、部長が説明したのは経緯を言ってくれたわけですけども、経緯が必要かどうかと私は思っていて、だからもう全体のトーンの中で書いているということでもいいんじゃないですかね。事実として、今は出ていませんというふう

に言っているだけであって、その前の経緯をあんまり聞いて、だからどうなんだということを書いていっても、いろんな作業をしている中でずっと出てくる言葉であるので、そういう意味では起きていることを詳しく書いてしまったということかもしれませんけども、最終的なものが重要なので、我々は経緯は今、聞いて、そうかと思ったわけですが、最終的に都市マスとしてこのレベルでいいという判断になればいいんじゃないでしょうか。それでいかがでしょうか、依田委員。

○依田委員 それはそれで分かるんですけども、やはり私も行政が何にどのぐらい縛られるかというところは、肌感覚ではっきりと分かるわけではないのですが、ここに地区計画と書かれるか、書かれないかということは非常に、やはり本来的には大きな今後の都市開発であるとか、都市計画の在り方について非常に大きな影響があるものであると思っているわけなんです。ですので、それについて経緯を尋ねることは非常に何ら御批判を受けることではないと思いますし、ここに地区計画と書かれていれば、本当に今後、地区計画を立てるに当たって、非常に話が進みやすくなるんじゃないかなという、都市マスタープランに書かれているか、書かれていないかということは非常に重要であると思っています。

何度も言いますが、私、別に東京大学の回し者でも何でもなくて、何ら陳情を受けているわけでもないし、あれなんです、一区民として、一議員として、一委員として、たまたま文京区に東大は存在するわけですけども、この一国の研究力ですとかイノベーションとかをつかさどる非常に重要な国家の施設なわけで、そこがどうあるべきか、どうなるべきかということは極めて重大な関心事であると思っています。

ですので、ただの文京区のローカルな話にとどまらないことだと思って質問をさせていただいているという、その意図は御理解いただければと思いますので、これ以上何か申し上げてもしょうがないと思うので、申し上げませんが、少なくとも一旦、地区計画と書かれたものが、今、部長が言ったのは、話が進んでいないので消しましたという御回答だったと。市川先生は、それだけじゃなくて、もちろんこういったものにあまり個別のことを書くのはよろしくない。それはそれで別に納得できるんですけども、その御回答が、それぞれの事務方とその会長のおっしゃっていることが食い違っているということは、私としてはいまいちしゅくりはしていないよということだけは申し上げさせていただきます。

○市川会長 1つだけ言うておくと、私、これを消せとかは一切言っていないですよ。

○依田委員 はい、分かります。

○市川会長 事務方の作業を見ているだけなので。ちょっと話を進めると、そもそもここで、文京区で高さ制限をつくったわけですよ、都計審で。そのときに、そうは言っても何らかのその状況を、地域を含めたものがある場合は、別途計画をつくると、それは地区計画でやると。そうなった場合は高さについても検討すると。そういうスキームはあるわけです。だからスキームに乗っかっているだけであって、個別にどうのこうのというのは私はむしろ、説明しなくてもそうなっているんだからということでもいいと思うんです。

それで、あと、今、御懸念なのは、東京大学はやっぱり文京区にとっても日本にとっても大きな存在であるということはみんなが知っているわけで、と同時に、地域の人もいるから、整合性を取るということはこれからも起きるだろうということで、書かれているのが今回の文章なんじゃないでしょうか。そこはどうでしょうか。

○依田委員 市川先生のおっしゃったこと、私もよく存じておまして、絶対高さ制限をかけるけれども、必要あれば地区計画でやっていきますよということは、もちろん大きな方針としてあるわけですよ。ここに関しては、東京大学に地域貢献を求めますということの文言は残っていて、もともとは地域貢献を求めるけれども恩恵を与えるみたいな、何かそういうふうな書き方だったわけなんですけども、今のところだと、この地域貢献を求めますよのみが残っていて、もちろん地区計画云々を別に、表に書く必要があるかないかは別として、大幅に途中では書かれていたことと後退しているというか、趣旨が変わっているようにも感じてしまうんです。だから突っ込みは入れざるを得ないというか、そのことはちょっと御理解いただければと思います。

○市川会長 ありがとうございます。ほかにどなたか御意見はございますか。

すみません、お時間も大分迫ってきておりますが、本日御欠席の海津委員から、私と平田委員、廣井委員宛てに御質問をいただいたことを御紹介しますので、それについて事務局から説明をお願いいたします。

質問は3点ございまして、1つ目は子どもに関することについての表記についてです。文京区は子どもの遊ぶ権利を保障していくための環境が不足しており、ボール遊び等を自由にできる公園が圧倒的に不足している。都市マスタープラン見直しの案の中には、「緑の量や質」「憩いの場」という文言はあるが、「遊びの場」という言葉が見当たらない。遊びの場について、都市マスの中でどのように表記するかを検討しているのか。

2つ目の質問が、152ページなんですけども、「公園の整備・再整備」、「バリアフリー化やユニバーサルデザインの配慮、防災設備の設置など、安全・安心で誰にも親しま

れる公園づくりを進めます」、この部分について、ユニバーサル社会実現推進法の第4条、地方公共団体はユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有するとある。この中で、ユニバーサルデザインへの配慮の「配慮」には違和感があるが、区の意見を聞きたい。

3つ目の質問が、269ページのユニバーサルデザインの用語解説からは、「多様な人が利用しやすいような都市」というイメージが浮かんでこない。区民が分かりやすい解説が必要だと思うが、これについてどう考えているか。

この3点についての質問がありますので、事務局からお願いいたします。

○真下幹事 事務局でございます。まず、1つ目の御質問についてでございますけれども、子どもにとっての遊び場というものは大切な環境というふうに考えてございます。遊び場として表記はしてございませんが、子どもの遊び場でもある公園の整備におきましては、「様々な利用者が多面的に利用できる楽しめる公園づくりを計画的に進めます」と記載はしてございますので、子どもの遊び場としての役割も含めて考えているところでございます。今後の公園整備におきましても、その公園に応じた子どもたちの遊び場についても、しっかりと検討していくものと考えているところでございます。

2つ目の質問についてでございます。都市マスタープランにおきましては、まちづくりの目標といたしまして、安全で快適な魅力あふれるまちづくりを設定してございまして、さらに、その実現に向けて文京区が目指すまちの将来像、将来の姿といったところも設定してございます。その1つに、安心して暮らせる安心なまちに向け、ユニバーサルデザインに配慮した施設や建築物が整備され、誰もが安心して生き生きと住み続けられるまちとしているところでございます。あらゆる人にとって使いやすく、安全・安心に配慮した施設の整備をしていくことが必要と考えているところでございます。

3つ目の質問についてでございます。事務局といたしましては、分かりやすい表現といったところにこれまで努めてきたところでございますけれども、より分かりやすい表現というところでございますので、また、用語解説といったところもありますので、事務局のほうでこちらは検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。それでは、ほかにどなたか委員の方からございますか。よろしゅうございますか。

すみません、お時間を大分過ぎておりますけれども、それでは、議題の「文京区都市マス

タープランの見直しについて」、これについては御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○市川会長 ありがとうございます。以上で議題3の審議を終了いたします。

次に、事務局からございますでしょうか。

○真下幹事 御審議ありがとうございました。本文京区都市マスタープランの見直しにつきましては、本日の答申を基に、決定手続を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○市川会長 それで、次です。時間が大分迫っておりますけれども、まず、都市マスタープラン見直しについては、令和5年7月7日に諮問いただいてから、今日まで3回の審議会を開催いたしました。この間、皆様から多くの意見をありがとうございました。大分そういう意味では、事務方は負荷がかかりましたが、相当な修正があつてますます厚くなっておりますけれども。ありがとうございました。

それでは次に、「後楽二丁目地区のまちづくりの検討状況について」、これについて事務局から説明をお願いします。

○前田幹事 そうしましたら、資料3を御覧ください。後楽二丁目地区のまちづくりにつきましては、本年2月の都市計画審議会においても進捗状況を報告しておりますが、その後、最新の状況について改めて御説明いたします。

まず1概要のところでございます。本地区でのこれまでのまちづくりの取組を振り返っております。区は、令和3年8月に後楽二丁目地区まちづくり整備指針を改定。その後、区と地元の方々に、左の図で黄色で着色した北・北西地区と呼んでいる部分、それから、図でいうと薄紫色に見えると思うんですが、南地区というところで検討を進めているところでございます。

2各地区の検討状況でございます。まず、北・北西地区では区主催の検討会など、それから南地区では再開発準備組合が地元のほうで立ち上がっておりまして、その中で検討をずっと進めてきておりました。本年5月末に、地元の地権者の会議体である後楽二丁目地区街づくり連絡協議会から、まちづくりの方針案が提案されました。区はこれを受け、令和3年に策定した後楽二丁目地区のまちづくり整備指針を補足する基準の策定を本年度内に行いたいと考えております。提案された地元の案は、後ほど簡単に御説明いたします。

今後の予定ですが、整備指針の補足基準につきましては、提案されたものを区の内部で検討し、区の案の作成をした後に、10月ぐらいから説明会等を開催したいと思つて、今、

準備を進めております。地域の意見を聞いた上で、来年2月を目標に策定していく予定です。北・北西地区につきましては、引き続き地区計画の検討、南地区につきましては、再開発準備組合が環境影響評価手続の準備を継続しており、並行して都市計画関係の東京都等との協議を進めております。本年2月の都市計画審議会の際には、環境影響評価の東京都への提出は夏頃というふうな形で御説明していたんですが、現在、若干遅れており、提出時期は、年度内を目標に目指しているとのことでございます。全体として、目標としては、年度内に東京都に対して都市計画案の提出など、一連の都市計画の手続を開始したいと考えております。

2ページを御覧ください。（2）飯田橋駅周辺でございます。こちらにつきましては、都と都市再生機構を事務局とした飯田橋駅周辺基盤整備推進会議において、歩行者デッキやJR高架下の歩行者空間整備などの検討を進めております。この会議体に本区も参加し、検討を進めているところでございます。

本年度は、歩行者デッキの概略等の検討を行い、整備スペック、それから都や区、鉄道事業者、民間の再開発事業者などの役割分担などを記載する基盤整備計画の策定を目指しております。

現在、検討を進めている内容は記載のとおり、歩行者デッキの部分については橋梁形式、こういった構造体で造っていくのか、それから施工方式、施工ヤード、こちら、デッキは道路上に造っていくこととなりますので、どのような手順でどのような工法が可能であるか。こういったことが分かってきますと、概算工事費、完成後の出費が分かってきまして、その後、完成後の所有管理の問題などを今、整理して検討しております。事業スキームにつきましては、費用の負担や役割分担などについて検討しております。費用については、地域の市街地再開発事業者からの負担も求めつつ、都や区、鉄道事業者など関係者がどのように負担していくべきかについて、今、検討を進めているような状況でございます。

次に、3ページ以降、先ほど御説明した地元の協議会から提案された後楽二丁目地区まちづくり整備指針の補足基準（地元案）を簡単に御説明します。こちら、今後、南地区では再開発事業の都市計画決定などを予定しておりますが、この補足基準に整合する内容で都市計画は決まっていくことになると考えております。

まず、4ページを御覧ください。目次の部分でございます。1でこの補足基準の目的と位置づけが記載され、2で北・北西地区の整備方針の補足、それから3で南地区での補足が記載されております。やはり南地区がどうしても検討が進んでいるため、記載内容も3

の南地区の部分が多くなっている状態でございます。将来的には、この北・北西地区も都市計画、再開発などを進める場合には、この補足基準をさらに追加していくというような考え方でいるとのことでございます。

7ページを御覧ください。北・北西地区での補足基準が示されております。既に決定している後楽二丁目まちづくり整備指針では、例えば道路・交通ネットワークとして、四角枠で囲んだ内容の目標というのが整備指針で決まっております。提案され、これをベースに、その下の部分で追加した部分がかかれていたところになっております。

例えば、「目白通り」というところの記載に書いてあるとおり、歩道内の段差解消、安全な歩行空間とすること、それから、一定規模以上の敷地で建て替える場合には、川の対岸からの見え方にも配慮し、緑化等により潤いのある空間とすること。それから、建物の壁面後退や無電柱化などにより、十分な幅員が確保された歩行者空間とすることといったことが、地元のほうで議論され、提案されております。以下、区道の887号や、それぞれの幾つかの道路がございますが、そういったところについても個別に方針が示されているような形でございます。

8ページを御覧ください。8から10ページ目までは、南地区の補足基準がそれぞれ記されております。やはり、例えば同様に道路・交通ネットワークについては、整備指針、既に令和3年に決めた部分というのは四角の枠の中のような形で決まっているわけですが、これに対して、目白通り、外堀通り、区道809号、区道807号といったところを、それぞれの道路をどういうしつらえにするかを検討し、基準案として示されているようなものでございます。

ちょっと細かいところは、あくまで地元の方の提案のものを紹介しておりますので、割愛させていただきますが、先ほど御説明したとおり、今現在、区の内部でこの内容について精査させていただいて、これから区の方の案をつくり、10月ぐらいに説明会、それから来年2月ぐらいには、再度この都市計画審議会に住民の方の意見も整理した上で、補足基準を御説明した上で、策定していきたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明がございました。今回、地元案ということで、地元の考えができた。今後はこれを踏まえて文京区等と話をしていくということになります。これにつきまして御意見、御質問があればお願いいたします。

豪一委員、お願いします。

○豪一委員 どうもありがとうございます。私、とても楽しみにしている後楽二丁目の開発なんです。なぜ楽しみにしているかという、やっぱり文京区に憧れる、住みたいとか、住み続けたいというのは、やっぱり交通インフラの利便性なんていうのもとても大事だったり、都心の中にある文京区、立地はいいので、こういった魅力的なものが生活圏の中にあるかというのも大事だと思うんですよね。そういう中で、JRに近い、駅とジョイントする機会がある地区をしっかりと開発することというのは、文京区の玄関口として非常に重要なことじゃないかと考えています。

その上で、建設委員会でも飯田橋駅周辺基盤整備推進会議、こちらでの文京区の職員の皆様の発言はとても大事だと私は言ってまいりました。特に、今の脆弱な歩道橋、飯田橋のほうから来る歩道橋を見ると、バリアフリー化も、エレベーターはあるものの、まだまだ不足しているというところで、品川駅の港南口の再開発や恵比寿なんかを見ると、物すごく大きなデッキでバリアフリーで広がっていますよね。そういうものを期待しているんですけども。今、こちらのほうの2ページで、歩行者デッキについて、橋梁形式だとか施工方法、ヤードとかいろいろ書いてありますけど、区民に途中報告とか発信するのに当たって、ちょっとこれだと粗削り過ぎてイメージが湧かないので、今どのような話になっているのか。どれぐらいの規模のデッキができるのか。できるだけ大きいものができてほしいと思うんですけども、その辺りが説明できれば説明していただきたいのが1点と、先ほども言いましたように、基盤整備推進会議の発言は文京区としてとても大事なので、その発言の機関を、文京区民を代表して、文京区を代表して、しっかりとJRの飯田橋から引き込むような発言をする覚悟を持って臨んでいるかという、意気込みをお聞きしたいなと思っております。

あとは、実際にこの開発が終わって、南地区は250世帯と聞いているんですけども、今、既に完成している東地区、西地区、それに、さらに今後可能性がある北・北西地区というものが再開発された場合に、世帯数がどれぐらい増えて、ここだと、例えば小学校だと金富小学校になると思うんですけど、その公共のインフラが足りるのか、その世帯数になった場合。実際に事業がかなって計画が実行された場合に、将来の人口増をしっかりと支えられる公共機関、サービス機関がちゃんと確保できるのかというのを、全部で3点お伺いしたいと思います。

○市川会長 ただいまの質問は、デッキが今どういう設計になっているかということと、2つ目が事業推進会議で頑張っているか、3つ目がこの開発に伴う人口増に対して学校も

含めたインフラは大丈夫かということで、3点お願いいたします。

○前田幹事 まず、1番目のデッキの件でございますが、こちらが、今、様々な検討は進めている段階でございますが、御承知のように、ここの交差点というのが、川があって、首都高速道路があって、あと地下鉄が複数線走っているということで、デッキを建てるにしても、柱を建てる場所というのがかなり限られているという状況でございます。東京都を中心に今現在、柱が建てられる場所について今年度、試掘というんですか、地下の状況を試しに掘ってみるという事も含めて、今、作業していただいている状態でございます。

今、委員の言われたように、どういったデッキにするか、幅のこととか、バリアフリーは当然やっていかなきゃいけないかなと我々としては考えて、求めているところなんです。幅員についても、これから幾つかの再開発、文京区だけでなく新宿側、千代田区側、複数の再開発がどんどん進んできていますので、それに耐えられる幅員というのは当然つくっていかうということで、今、検討を進めているところでございまして、大変粗削りな御報告というのは、御指摘のとおりかと正直思っているところなんです。先ほど、この中にも少し書いてある基盤整備計画というのを今年度中には何とかまとめていこうということで都で動いていただいております、その中にはもう少し具体的な絵姿といったものが示せるのではないかとということで今、作業しているところでございます。

それから、会議体において文京区としてどんなことをどういう姿勢でやっているかということですが、推進会議だけではなくて、担当者レベルの会議体というのも毎月のように行っておりまして、その中ではいろんな課題を、東京都と我々だけではなく、千代田区、新宿区、それからJR等の鉄道事業者の方も含めて、いろいろな意見を出しながら検討をしているような状況でございます。細かいところは、申し訳ないですけど、現時点ではお示しは出来ていませんが、区としては当然、このデッキというのが飯田橋、JRの駅に直結するというような形で、さらに南地区には駅前広場をつくらうとしておりますので、何とかこれを実現するように関係者と協議を進めております。

それから、再開発のインフラ関係でございますが、今、南地区では、先ほど少し言っていたとおおり、250戸ぐらいの住宅を計画していると聞いているんですが、こういった情報は当然、区の内部の関係者、教育部門等にも相談しながらやっていきたいと思っております。南地区だけでなく、北・北西地区も含めて全体でというのは、今すぐにどうなるかというのはまだはっきり分からないところですが、再開発事業を見据えた形で、進んでいった段階ではしっかり区の内部でも共有して、こういった学校を含めたインフラへ

の影響というのは十分に検討しながらやっていきたいと思っているところでございます。

○豪一委員 よろしいですか。

○市川会長 お願いします。

○豪一委員 ありがとうございます。北・北西地区も含めた、実現するかは分からないけど、実現した場合の世帯数というのはシミュレーションはできるわけだから、やっぱりすべきだと思うんです。やっぱり先手を取らないと、また後で後手後手になって、学校の教室が足りないとかいうと、やっぱり文京区民の方は熱心な方が多いですから、職員の方が大変になるわけですから、やっぱり先にシミュレーションすべきだということ。なので、ぜひやっていただきたいということと、本当に楽しみにしています。JRから、要は南地区に関しては駅前広場みたいなのを図々しくつくと。いや、やるべきだと思います。そうやって、もう駅前なんだと。ただ、そのためにはやっぱり、私は、そこで神田川の河川管理者みたいなのは今回入っていないんですか、会議に。やっぱり、もっと鬼才安藤忠雄さんみたいな、そういった河川も変えちゃうようなことまであって、やっぱり顔を変えていくということによって、さらに文京区のステータスだとか価値観も上がるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ千載一遇のチャンスだと思って、食い込んでやっていきたいと思います。

以上です。

○市川会長 何か事務局からございますか。河川管理者は入っていないですよ、これは。

○前田幹事 はい。河川管理者は入っていないんですが、東京都のこういう都市整備の部門の方は当然頭になってやっていただいているので、都の内部はまた別途そういう打合せを進めてくれているというふうには聞いております。

○豪一委員 分かりました。頑張ってください。

○市川会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

では、お願いいたします。

○宮本委員 手短に、すいません。補足基準を定めていただいたことは、内容を見ると、とてもいいものだなと思いました。質問は、1つ目が、やっぱり3Dで見られるようにできると分かりいいなと思いましたので、もし可能ならやっていただきたいなと思いました。

それから、今、夏が非常に暑い状況になってきて、広場とかデッキとか、この辺についてはやっぱり暑さ対策といいますか、そういったことも考えていく必要があるのではないかなと思いました。

以上です。

○市川会長 事務局お願いいたします。

○前田幹事 これから都市計画の再開発事業の案をつくっていく中では、委員の言われたように3Dとか、なかなかどういう形になるかはまだ分かりませんが、事業者のほうには分かりやすい資料とするようには求めています。

それから、暑さ対策についても、これまでの事業者との協議の中では、例えば一部大きな屋根をかけるとかいったことも事業者が検討しているようですので、今後、引き続きそういったことも含めて、デッキ等も、開発事業内の広場等のつくり方も検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○宮本委員 ありがとうございます。

○市川会長 ほか、どなたか御意見ございますか。よろしゅうございますか。

本日欠席の海津委員から1つ質問がございまして、社会課題・問題を解決する地域貢献の視点から「ボール遊び等もできる公園」の環境整備を明確に入れ込むことも重要と考えますが、区はどう思われますかという質問ですが、いかがでしょうか。

○前田幹事 先ほども少し御説明したんですが、令和3年度に策定した後楽二丁目地区のまちづくり整備指針という中で、周辺と連携しながら多様な活用が可能なオープンスペースを地区内につくりましょうというような方針が決まっております。このたび提案された補足基準の地元案においても、特に南地区においては、地域の方々のにぎわいや集いの場となる広場空間として、駅前のほうではなくて、北東広場と呼んでいるもう1つの大きな広場なんですけど、そちらの整備というのを提案してきていただいています。

現在は、そういった検討は進めている、南地区では区域内に公園自体をつくるということは今のところ予定はしてなくて、あくまでも敷地内の空地、それから公共空地というか、公開空地とかよく呼ばれているような広場をつくることになっております。こういった広場内でボール遊びができないかということは、1つ検討はしているんですが、やはりこの北東広場というのも、駅前の広場と呼んでいるものも、地区の内外をつなぐネットワークの一部、コミュニティ軸というような位置づけも一方であるということでございまして、なかなかボール遊びをその場所でやるというのは難しいかなとは思っております。

ただ、子どもの視点という意味では、区も非常に重要な視点と考えてございますので、今後、区の補足基準をまとめていく中で、提案されたものをベースにまとめていく中で、子どもも含めた多様な世代を対象とすることについて、少し検討はしていきたいと考えて

おります。

○市川会長 ありがとうございます。さっき豪一委員がおっしゃっていた駅前広場の件で、私、ちょっと思っているのは、あそこは地下に大江戸線の駅があって、見えないんですよ。あれ、見せるようにというふうにより期待をしていて、だから、サンクンガーデンなんですけども、今は地下鉄駅って見せるようにしていますから、そこに駅があるんだと見せるための広場もあると思うので、それも期待しています。すいません、個人的な意見です。

ほかにどなたか御意見はございますか。よろしゅうございますか。

これは報告ということでございますので、今後また様子を見ながら、適宜審議をいたします。ありがとうございます。

それでは、本日の「後楽二丁目地区のまちづくり検討状況について」の審議は終了いたします。

その他、何か続いて事務局から連絡事項等はございますでしょうか。

○真下幹事 事務局からの御連絡は特にございません。

○市川会長 以上で本日の日程は終了いたします。審議会を閉会といたします。今日はありがとうございます。

— 了 —